

令和 6 年度

宇佐市農業委員会
第 1 1 回(2 月)定例総会議事録

宇佐市農業委員会

宇佐市農業委員会第 11 回定例総会会議録

令和 7 年 3 月 5 日（水）午前 9 時 30 分より宇佐市役所本庁 2 階 23 会議室において会長が第 11 回（2 月）定例総会を招集した。

本日の出席委員は次の通りであった。

議長 6 番 久保田 昭廣 会長

1 番 川野 峰志 委員	2 番 阿部 善浩 委員	3 番 池田 雅彦 委員
4 番 信國 和徳 委員	5 番 辻 勝 委員	7 番 安倍 隆司 委員
8 番 今仁 俊朗 委員	9 番 司城 慶三 委員	10 番 永岡 卓巳 委員
11 番 清祐 義人 委員	12 番 牧野 金生 委員	13 番 宮田 文昭 委員
15 番 笠口 芳人 委員	16 番 植松 好子 委員	18 番 後藤 寛治 委員

欠席委員

14 番 吹上 和子 委員	17 番 小野 公博 委員	19 番 山末 隆一 委員
---------------	---------------	---------------

事務局

久保事務局長、松成農政係総括、木原農地係総括、農地係小林副主幹

議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 議案	第 49 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案	第 50 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案	第 51 号	非農地証明願について
議案	第 52 号	農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について

報告	第 34 号	農地法第 3 条の 3 の規定による届出について
報告	第 35 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による農地賃貸借の 解約通知について
報告	第 36 号	2 a 未満の農業用施設用地への転用の届出について
報告	第 37 号	農地所有適格法人適格要件の届出について

事務局 長 定刻となりましたので、ただ今から令和6年度第11回2月の定例総会を開会いたします。

本日の欠席委員は、14番 吹上 和子 委員、17番 小野 公博 委員
19番 山末 隆一 委員です。

ただ今の出席委員は19名中16名で、宇佐市農業委員会会議規則第10条の定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、会議規則第8条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は、久保田会長にお願いいたします。

議長 皆さんおはようございます。

(あいさつ)

それではこれより議事に入ります。

まず日程第1の議事録署名委員の指名を行います。

宇佐市農業委員会会議規則第41条第2項の規定により議長が指名いたします。

議事録署名委員は、7番 安倍 隆司 委員、8番 今仁 俊朗 委員
の2名にお願いいたします。

なお、本日の会議書記には事務局職員の小林副主幹を指名いたします。

以上で、日程第1を終わります。

それでは、日程第2の議案第49号を議題に供します。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 議案書1ページの 地区別各条申請総括表をお開きください。

議案第49号3条許可申請は24件で、地区ごとの内訳は、
長洲地区4件、4筆、3,200㎡、宇佐地区3件、16筆、16,241
㎡、駅川地区5件、6筆、4,222㎡、四日市地区9件、13筆、
7,849㎡、安心院地区2件、6筆、9,188㎡、院内地区1件、31
筆、15,073㎡ となっています。

2ページをお開きください。

議案第49号「農地法第3条の規定による許可申請について」

農地法第3条第1項及び同法施行令第1条の規定により、別紙の
とおり申請があったので審議を求める。

令和7年3月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 久保田 昭廣

3ページをお開きください。

長洲地区です。

長洲地区 番号1【議案書番号長洲1朗読】

事務局 譲渡理由は高齢のため労力不足、譲受理由は自宅に隣接する農地
を取得するもので、売買による所有権移転です。
長洲地区は他 3 件、計 4 件、4 筆、3,200㎡ です。

4 ページをお開きください。

宇佐地区です。

宇佐地区 番号 1 【議案書番号宇佐 1 朗読】

譲渡理由は遠方のため管理困難、譲受理由は現在管理している農
地を取得するもので、売買による所有権移転です。

宇佐地区は他 2 件、計 3 件、16 筆、16,241㎡ です。

6 ページをお開き下さい。

駅川地区です。

駅川地区 番号 1 【議案書番号駅川 1 朗読】

譲渡理由は労力不足、譲受理由は購入する宅地の隣接農地を取得
するもので、売買による所有権移転です。

駅川地区は他 4 件、計 5 件、6 筆、4,222㎡ です。

8 ページをお開き下さい。

四日市地区です。

四日市地区 番号 1 【議案書番号四日市 1 朗読】

兄から弟への贈与による所有権移転です。

四日市地区は他 8 件、計 9 件、13 筆、7,849㎡ です。

11 ページをお開きください。

安心院地区です。

安心院地区 番号 1 【議案書番号安心院 1 朗読】

譲渡理由は遠方のため管理困難、譲受理由は購入する宅地の隣接
農地を取得するもので、売買による所有権移転です。

安心院地区は他 1 件、計 2 件、6 筆、9,188㎡ です。

12 ページをお開きください。

院内地区です。

院内地区 番号 1 【議案書番号院内 1 朗読】

譲渡理由は体調不良のため配偶者に農地を譲るもので、贈与によ
る所有権移転です。

院内地区は以上です。

以上、全件とも担当農地利用最適化推進委員の調査報告書に基づ
き、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないと思われるため、許
可要件のすべてを満たすと考えます。

以上で議案第 49 号の説明を終わります。

議 長 ただ今の説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補足説明をお願いします。
長洲・宇佐地区をお願いします。

宮田地区審会長 はい、議長。13番 宮田です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。
長洲・宇佐地区審議会を令和7年2月28日午前9時30分より、本庁2階25会議室において、農業委員5名全員、農地利用最適化推進委員6名中4名出席のもと開催いたしました。
議案第49号について、長洲地区4件、宇佐地区3件について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。
申請内容等に特に問題はなく、許可要件のすべてを満たしているものと判断し、当地区審議会としましては、許可相当と意見決定いたしました。

議 長 駅川・四日市地区をお願いします。

今仁地区審会長 はい、議長。8番 今仁です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。
駅川・四日市地区審議会を令和7年3月3日午前9時より、本庁2階23会議室において、農業委員7名、農地利用最適化推進委員13名全員出席のもと開催いたしました。
議案第49号について、駅川地区5件、四日市地区9件について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。
申請内容等に特に問題はなく、許可要件のすべてを満たしているものと判断し、当地区審議会としましては、許可相当と意見決定いたしました。

議 長 安心院・院内地区をお願いします。

池田地区審会長 はい、議長。3番 池田です。安心院・院内地区審議会の結果についてご報告します。
安心院・院内地区審議会を令和7年2月27日午前10時より、院内支所多目的ホールにおいて、農業委員7名全員、農地利用最適化推進委員11名中9名出席のもと開催いたしました。
議案第49号について、安心院地区2件、院内地区1件について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。
申請内容等に特に問題はなく、許可要件のすべてを満たしている

池田地区審会長 ものと判断し、当地区審議会としましては、許可相当と意見決定いたしました。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。
発言のある方は挙手願います。

(質疑なし)

議 長 質疑なしと認めます。
本件に対する質疑を終結いたします。
これより討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議 長 討論なしと認めます。
討論を終結いたします。
それでは採決いたします。
議案第49号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第49号は原案のとおり許可することに決定いたしました。
次に議案第50号を議題に供します。それでは事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 議案書1ページの総括表をお開きください。
議案第50号 5条許可申請は6件で 地区ごとの内訳は、
長洲地区2件、4筆、2,276㎡、駅川地区2件、13筆、11,116㎡、四日市地区2件、4筆、524㎡ となっています。

15ページをお開きください。
議案第50号「農地法第5条の規定による許可申請について」
農地法第5条第1項及び第3項の規定により、別紙のとおり申請があったので審議を求める。
令和7年3月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 久保田 昭廣

16ページをお開きください。
長洲地区です。
長洲地区 番号1【議案書番号長洲1朗読】
6ヶ月間の使用貸借権の設定です。

事務局 土砂の仮置き場としての一時転用で、既に、一部は借り人が行っている工事に伴い発生した残土の仮置き場として利用しています。

今回、事後になりますが、追認の申請を行うものです。申請人からはこのことについて始末書が添付されています。

立地基準としては、農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域内にある農地で、農用地区域内農地に該当すると考えます。農地を仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行われるものであることから許可することができるものと考えます。

長洲地区 番号2【議案書番号長洲2朗読】

売買による所有権移転です。

宅地分譲用地としての転用で、宅地分譲3区画を整備する計画です。

立地基準としては、都市計画法で定める第1種住居地域に用途地域指定された土地であり、第3種農地に該当します。第3種農地は、許可をすることができることとなっております。

17ページをお開きください。

駅川地区です。

駅川地区 番号1【議案書番号駅川1朗読】

売買による所有権移転です。

貸駐車場用地としての転用で、譲受人が経営する食品加工所の従業員用の駐車場25台分を整備し、事業所へ貸す計画です。

立地基準としては、都市計画法で定める第1種住居地域に用途地域指定された土地であり、第3種農地に該当します。第3種農地は、許可をすることができることとなっております。

駅川地区 番号2【議案書番号駅川2朗読】

売買による所有権移転です。

特定建築条件付売買予定地としての転用で、宅地分譲25区画を整備する計画です。

立地基準としては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地に該当すると考えます。当該申請に係る事業目的等を勘案し、申請地の周辺に当該事業目的を達成することが可能な農地以外の土地などないことから許可することができるものと考えます。

補足ですが、特定建築条件付売買予定地とは、農地転用事業者と土地購入者が売買契約を結んだら、概ね3ヶ月以内に指定された建築業者と住宅建築の契約をしないといけないこと、更に、一定期間内に全ての分譲地を売り切ることができなかった時は、農地

事務局 転用事業者が自ら住宅を建設しなければいけない等の要件を満たすことで、宅地造成のみを目的とした転用に該当しないものとして取り扱うことができるとされています。

宅地の造成のみを目的とする転用申請につきましては、長洲地区番号2のような都市計画法で定められた用途地域等の特例措置に該当している必要があります。

本案件のような用途地域以外での宅地分譲の場合は、特定建築条件付売買予定地の要件を満たさなければ許可することはできないことになっています。

19ページをお開きください。

四日市地区です。

四日市地区 番号1【議案書番号四日市1朗読】

永年の使用貸借権の設定です。

農業用施設としての転用ですが、既に、一部は令和2年に農業用倉庫を建築し利用しています。今回、事後になりますが、追認の申請を行うものです。申請人からはこのことについて深く反省している旨の始末書が添付されています。

立地基準としては、申請に係る農地から300メートル以内に鉄道の駅が存することから、第3種農地に該当します。第3種農地は、許可をすることができることとなっております。

四日市地区 番号2【議案書番号四日市2朗読】

永年の使用貸借権の設定です。

一般住宅への転用で、自己住宅を建築する計画ですが、既に一部は貸し人である祖父が、昭和48年頃より宅地の一部として利用しています。今回、事後になりますが、追認の申請を行うものです。申請人からはこのことについて深く反省している旨の始末書が添付されています。

立地基準としては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で第1種農地に該当します。地域に居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されることから、第1種農地の不許可の例外基準に該当すると考えます。

以上、担当農業委員の調査報告書に基づき、農地転用許可基準運用通知に照らし、立地基準及び一般基準ともに許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で議案第50号の説明を終わります。

議長 ただ今の説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補足説明をお願いします。

長洲・宇佐地区をお願いします。

宮田地区審会長 はい、議長。13番 宮田です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。

議案第50号について、長洲地区2件について、担当地区農業委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

順番は前後しますが、長洲地区番号2は申請内容等に特に問題はなく立地基準としては事務局から説明があったとおりです。

一般基準につきましても、許可要件のすべてを満たしていると確認ができましたので、当地区審議会としましては、許可相当と意見決定いたしました。

長洲地区番号1は始末書が添付された追認案件となっており、経緯については事務局から説明があったとおりです。

当該申請者につきましては、以前にも追認による農地転用申請が提出されており、一般基準である信用の事項について疑義が拭えないとの意見がありました。

議長 長 駅川・四日市地区お願いします。

今仁地区審会長 はい、議長。8番 今仁です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。

議案第50号について駅川地区2件、四日市地区2件について、担当地区農業委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、立地基準としては、事務局から説明があったとおりです。

また、一般基準につきましても、許可要件のすべてを満たしていると確認できました。なお、四日市地区番号1及び2は始末書が添付された追認案件となっていますが、経緯については事務局から説明があったとおりです。申請者も深く反省していることから、当地区審議会としましては許可相当と意見決定いたしました。

議長 長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。

長洲地区番号1について、地区審議会で決定することができなかったという報告がありました。それについて発言のある方は挙手願います。

今仁地区審会長 はい。過去にもですね、違反転用につきまして、追認許可での是正をしていると思いますが、事務局はなお一層の指導をお願いしたいと思います。今回も是正の指導に従って追認申請をしているということですが、我々農業委員も事務局としっかりと連携を取りながら農地の状況をきちんと的確に確認することを肝に銘じなければならないと思います。以上のことから今回は許可相当で良

今仁地区審会長 いと思います。

議 長 はい、今発言がありました。普段、地域で農業委員、推進委員の方がパトロールをしていただいていると思いますが、この案件は条件付きで、注意したいと思っております。
この長洲の番号1については、皆さんの同意のもとで許可相当としていただいて、農業委員会で嚴重注意をするということで、皆さんの可否を聞きたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。他に意見がなければ…

信 國 委 員 はい、あります。
土砂の仮置き場ということで既にもう土を置いているということなんですが、これはどこの事業に伴う土砂ですか。

事 務 局 おそらく江須賀周辺で公共事業をしていますので、その土砂も含まれるのではないかなと思うんですが、そこまでは確認が取れておりません。

信 國 委 員 この始末書の中に、今回は一時転用ですので6ヶ月後にはきちんと戻すということ、もしやらなければ処分を受けても異議申し立てはありません、しませんという一筆を書かせた方が私はいいと思います。どうでしょうか。

議 長 はい、そうですね、事務局もいいということで、いいですか。
条件を付けて、本当に6ヶ月で戻せるのかということで、確認書を取るようにしたいと思います。
今回、この案件につきましては、宮田委員から長洲・宇佐地区審議会では決定できないということでありましたが、今日の定例会で許可を決定したことを次回の地区審議会では農業委員さん、推進委員さんに説明していただきたいと思いますので、よろしいでしょうか。
他にありませんか。

池田地区審会長 はい。大分県知事がする工事については、許可がいないというのがありませんでしたか。以前あったんですけれども、その工事の場合は、工事現場の下の方の田んぼに土砂を積むということで2年間の転用申請が出て、現地確認もしたんですが、県知事の許可だから確認はいりませんということをおっしゃったことがありました。5年程前です。

議 長 はい、ここですぐに回答ができませんので、それについては調べ

議 長 たいと思います。5年前の法律なども分かりませんので、事務局で調査して、次回、回答できるようにします。
他にありませんか。

(質疑なし)

議 長 では、質疑を終結いたします。
これより討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議 長 意見がなければ、討論を終結いたします。
それでは採決いたします。
議案第50号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第50号は原案のとおり許可することに決定いたしました。
なお、駅川地区番号2については、転用面積が3,000㎡を超えるため農業委員会ネットワーク機構への意見聴取を行います。次に議案第51号を議題に供します。
それでは事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 議案書1ページの総括表をお開きください。
議案第51号非農地証明願は、17件で、地区ごとの内訳は、
長洲地区3件、3筆、1,732㎡、宇佐地区4件、10筆、2,553㎡、
駅川地区3件、3筆、557㎡、四日市地区3件、9筆、2,113㎡、
安心院地区3件、6筆、2,205㎡、院内地区1件、7筆、1,080㎡
となっています。

20ページをお開きください。

議案第51号「非農地証明願について」

農地法第2条第1項の対象とならない土地について、非農地証明の願出があったので審議を求める。

令和7年3月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 久保田 昭廣

事務局 21ページをお開きください。

長洲地区です。

長洲地区 番号1 【議案書番号長洲1朗読】

昭和46年頃より宅地として利用し、建物解体後、雑種地として

事務局 利用しているものです。

長洲地区は他2件、計3件、3筆、1,732㎡ です。

22ページをお開きください。

宇佐地区です。

宇佐地区 番号1 【議案書番号宇佐1朗読】

平成25年頃より山林化しているものです。

宇佐地区は他3件、計4件、10筆、2,553㎡ です。

24ページをお開きください。

駅川地区です。

平成16年6月頃より宅地の一部として利用しているものです。

駅川地区は他2件、計3件、3筆、557㎡ です。

25ページをお開きください。

四日市地区です。

四日市地区 番号1 【議案書番号四日市1朗読】

昭和50年頃より山林化しているものです。

四日市地区は他2件、計3件、9筆、2,113㎡ です。

27ページをお開きください。

安心院地区です。

安心院地区 番号1 【議案書番号安心院1朗読】

昭和28年頃より宅地として利用しているものです。

安心院地区は他2件、計3件、6筆、2,205㎡ です。

28ページをお開きください。

院内地区です。

院内地区 番号1 【議案書番号院内1朗読】

平成元年2月頃より山林化しているものです。

院内地区は以上です。

以上、担当農地利用最適化推進委員の調査報告書に基づき、非農地化しており、農地への復旧が困難であること、及び、農地法第51条の規定による処分の対象となっていないことが確認できましたので非農地証明の発行基準に該当しているものと考えます。

以上で議案第51号の説明を終わります。

議長 長 ただ今の説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補足説明をお願いします。

長洲・宇佐地区をお願いします。

宮田地区審会長 はい議長。13番 宮田です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。
議案第51号について、長洲地区3件、宇佐地区4件について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。
申請内容等に特に問題はなく、非農地証明の発行基準に該当していますので、当地区審議会としましては、証明書を発行しても差し支えないものと意見決定いたしました。

議長 駅川・四日市地区お願いします。

今仁地区審会長 はい、議長。8番 今仁です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。
議案第51号について、駅川地区3件、四日市地区3件について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。
申請内容等に特に問題はなく、非農地証明の発行基準に該当していますので、当地区審議会としましては、証明書を発行しても差し支えないものと意見決定いたしました。

議長 安心院・院内地区お願いします。

池田地区審会長 はい、議長。3番 池田です。安心院・院内地区審議会の結果についてご報告します。
議案第51号について、安心院地区3件、院内地区1件について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。
申請内容等に特に問題はなく、非農地証明の発行基準に該当していますので、当地区審議会としましては、証明書を発行しても差し支えないものと意見決定いたしました。

議長 長 ありがとうございました。これより、質疑に入ります。
発言のある方は挙手願います。

(質疑なし)

議長 長 質疑なしと認めます。
本件に対する質疑を終結いたします。
これより討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議 長 討論なしと認めます。
討論を終結いたします。
それでは採決いたします。
議案第51号について、原案のとおり決定することに賛成の方は
挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第51号は原案のとおり証明書を発行す
ることに決定いたしました。
次に、議案第52号を議題に供します。事務局より説明をお願い
します。

事 務 局 29ページをお開きください。
議案第52号「農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見に
ついて」
農用地利用集積等促進計画（案）を別紙のとおり策定するた
めに、農地中間管理機構より、農地中間管理事業の推進に関する法
律第18条第3項の規定に基づく依頼があったため、農業委員会の
意見を求める。
令和7年3月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 久保田 昭廣

30ページをお開きください。合計を読み上げます。

【集計表（借受分） 朗読】

詳細につきましては、31ページ以降のようになっております。
こちらは、農地中間管理機構が土地所有者である貸手から農地を
借受ける内容です。
これは、農地中間管理事業の推進に関する法律により、農業委員
会の意見を聴くものとされています。

53ページをお開きください。合計を読み上げます。

【集計表（貸付分） 朗読】

詳細につきましては、54ページ以降のようになっております。
こちらは、先程の借受分で農地中間管理機構が借受けた農地を今
度は、農地中間管理機構から担い手へ貸し付ける内容です。

75ページをお開きください。合計を読み上げます。

【集計表（所有権移転分） 読】

詳細につきましては、76ページ以降のようになっております。
こちらは、農地売買等支援事業により、農地中間管理機構が売り
手から農地を買い入れ、買い入れた農地を担い手に売り渡す内容
です。

事務局 以上で議案の説明を終わります。

議長 ありがとうございます。
ただ今の説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補足説明をお願いします。
長洲・宇佐地区をお願いします。

宮田地区審会長 はい、議長。13番宮田です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。
議案第52号について、長洲地区、宇佐地区の農用地利用集積等促進計画（案）の内容について審議いたしました。
当地区審議会としましては、異議がないものと意見決定いたしました。

議長 駅川・四日市地区をお願いします。

今仁地区審会長 はい、議長。8番今仁です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。
議案第52号について、駅川地区、四日市地区の農用地利用集積等促進計画（案）の内容について審議いたしました。
当地区審議会としましては、異議がないものと意見決定いたしました。

議長 安心院・院内地区をお願いします。

池田地区審会長 はい、議長。3番池田です。安心院・院内地区審議会の結果についてご報告します。
議案第52号について、安心院地区、院内地区の農用地利用集積等促進計画（案）の内容について審議いたしました。
当地区審議会としましては、異議がないものと意見決定いたしました。

議長 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。
発言のある方は挙手願います。

(質疑なし)

議長 長 質疑なしと認めます。
本件に対する質疑を終結いたします。
これより討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議 長 討論なしと認めます。
討論を終結いたします。
それでは採決いたします。
議案第５２号について、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第５２号は原案のとおり承認しました。
以上で審議案件は終了いたしましたので、報告事項に入ります。
報告第３４号から３７号を一括して事務局より説明願います。

事 務 局 それでは、一括してご報告させていただきます。
８０ページをお開き下さい。
報告第３４号「農地法第３条の３の規定による届出について」
農地法第３条の３及び同法施行規則第１９条の規定による届出については受理したので、ここに報告する。
令和７年３月５日提出 宇佐市農業委員会 会長 久保田 昭廣
内訳は８１ページからの１８件がございました。
地区毎の内訳は、長洲地区１件、６筆、４,８１２㎡、宇佐地区１件、８筆、１２,２０１㎡、駅川地区１件、１筆、６６０㎡、四日市地区２件、１４筆、８,４３８㎡、安心院地区１２件、１２１筆、１３７,６３０㎡、院内地区１件、１５筆、６,６９１㎡ となっています。
内容につきましては記載のとおりでございます。登記等も確認できましたので、事務局で確認し、全件とも受理いたしました。

９９ページをお開き下さい。
報告第３５号「農地法第１８条第６項の規定による農地賃貸借の解約通知について」
農地法第１８条第６項及び同法施行規則第６８条の規定による通知があったので、ここに報告する。
令和７年３月５日提出 宇佐市農業委員会 会長 久保田 昭廣
内訳は１００ページからの４６件がございました。
地区ごとの内訳は、長洲地区６件、８筆、１０,１１０㎡、宇佐地区８件、４３筆、５０,６１６㎡、駅川地区４件、４筆、６,５８６㎡、四日市地区１３件、３２筆、３７,００３㎡、安心院地区１５件、４１筆、５３,３８４㎡ となっています。
内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局で確認し、書類を受理いたしました。

事務局 118ページをお開きください。

報告第36号「2a未満の農業用施設用地への転用の届出について」

農地法施行規則第29条第1号（農業用施設用地）として転用の届出があったので、ここに報告する。

令和7年3月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 久保田 昭廣
内訳は119ページの宇佐地区1件、1筆、130㎡ がございました。

内容につきましては記載のとおりでございます。農地法施行規則第29条の規定により農地の転用の制限の例外となっており、許可を要しない案件でありますので、申請内容等確認し、事務局で受理通知を交付いたしました。

120ページをお開きください。

報告第37号「農地所有適格法人適格要件の届出について」

農地法第2条第3項の要件を満たす旨の届出について確認したので、ここに報告する。

令和7年3月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 久保田 昭廣
内訳は121ページの宇佐地区1件となっております。

内容につきましては記載のとおりでございます。法人形態要件等を確認し、いずれも要件を満たしていることから、届出を受理しております。

以上で報告第34号から37号の説明を終わります。

議長 長 ただ今の報告第34号から37号について、質問、意見等、発言のある方は挙手をお願いします。

（発言なし）

議長 長 質問等もないようですので、以上をもちまして本日の議案の審議並びに報告事項は、すべて終了いたしました。
その他の件について、発言があれば挙手をお願いいたします。

（発言なし）

議長 長 それでは、私の方から。
皆さんの協力を得て、来月で1年になります。先日都城の農業委員会が視察に30名みえられました。都城の中でも女性の農業委員さん、推進委員さんが5名ほど来ていました。今年度は、吹上さんと植松さんが農業委員になられて、本当にありがたいと思っております。ご迷惑をかけますけれども、女性の目線で見た農業委員会というものを次の世代の女性に知ってもらって、委員に登

議 長 用してもらうためにも、吹上さんと植松さんにはご協力をお願いしたいと思っております。

先日、県の農業委員の会長会議で、女性委員でどう活動してよいか分からないなどもあるので、大分県の女性部会の研修を是非やっていただきたいということでお願いがありました。局長にもお願いして、その時は宇佐市の事務局としても参加しますので、是非参加していただきたいと思います。

地域計画で大きく日本の農業が変わろうとしている時期です。そして、国営事業も本格化して、ますます農業委員、推進委員に負担をかけると思います。皆さんで一致団結して宇佐市の農業、農地を守るという考えのもとに、残された2年間の任期の中でやっていきたいと思しますので、皆さんのご協力をお願いしたいという意味で建設的なご意見を伺いたいと思しますのでよろしくお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、事務局から連絡事項等があればお願いします。

事 務 局 次回の令和6年度第12回定例総会は、3月31日月曜日、午前9時30分から本庁2階25・26会議室で行う予定にしておりますので、よろしくお願いします。

なお、欠席をされる場合は、地区審議会も含め、早めのご連絡をくださるようお願いいたします。

議 長 それでは、以上をもちまして、宇佐市農業委員会第11回定例総会を閉会いたします。

午前10時20分閉会

以上会議の次第を記録し事実と相違ないことを証するため、署名する。

令和7年3月5日

議 長 久 保 田 昭 廣 _____

署名委員 安 倍 隆 司 _____

署名委員 今 仁 俊 朗 _____

議長と署名委員の自筆署名については、個人情報のため上記のように活字等の表現にしています。

なお、自筆署名した原本については、事務局で保管しています。